

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学） 2025年度研究課題募集説明会

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）

研究計画委員会 幹事

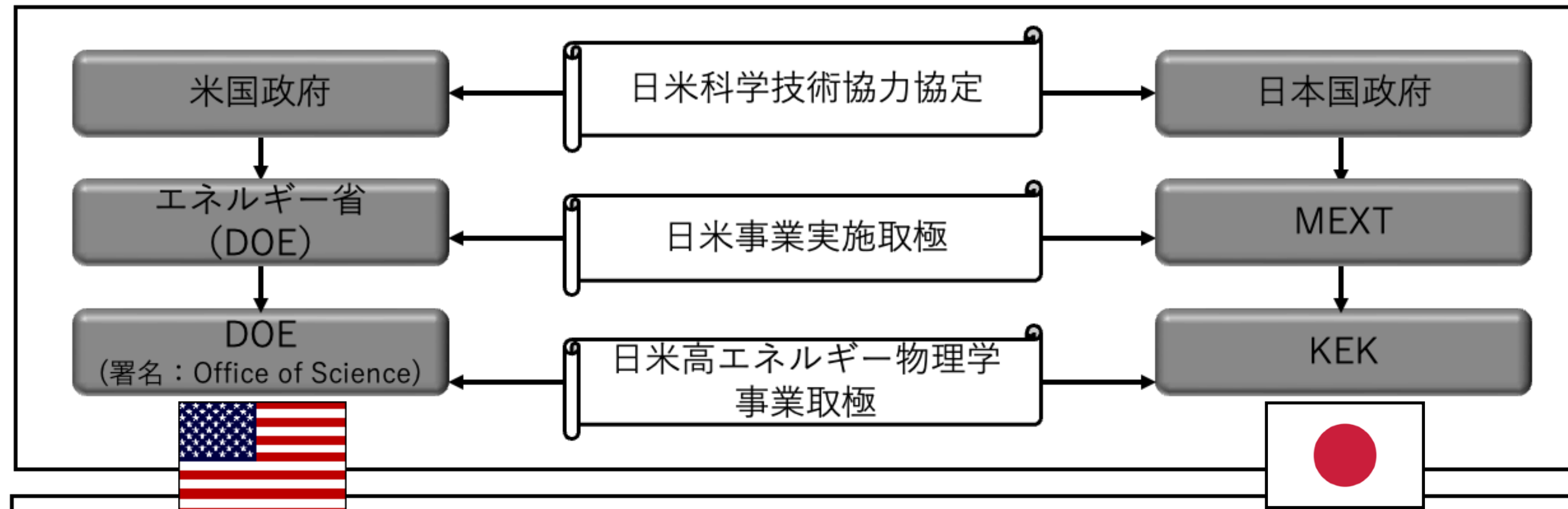
戸本 誠（高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所 教授）

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）

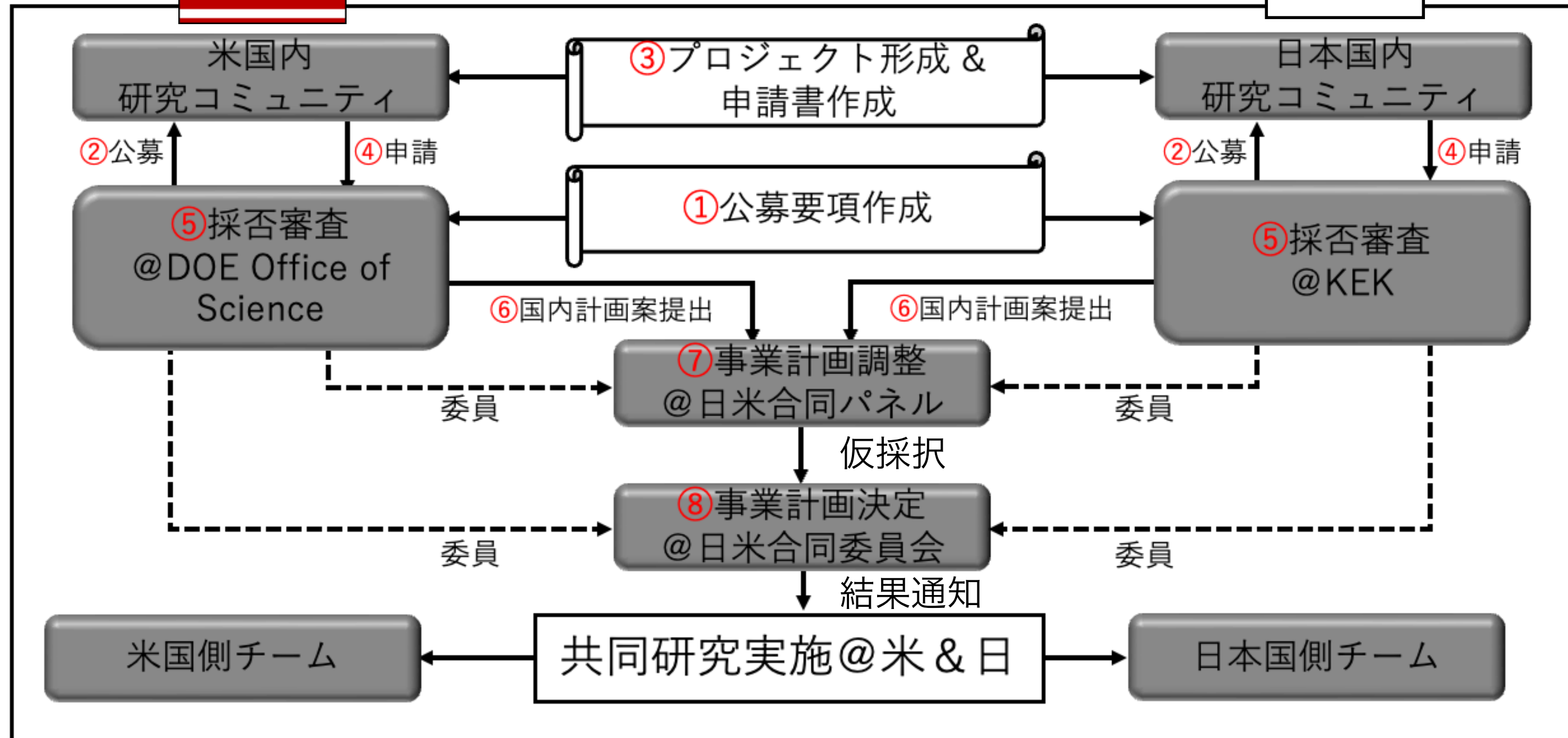
- 1979年5月に締結された「エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下、「日米エネルギー協定」）の下に、1979年11月に締結した「高エネルギー物理学の分野における協力に関する日本国文科省とアメリカ合衆国エネルギー省との間の実施取極」（以下、「日米実施取極」）に基づき事業が開始
- 高エネルギー加速器を利用した実験研究施設が日本になかったことから、米国の加速器施設を利用して、日本の研究者に実験研究の場を提供することが事業当初の目的
- 日本側は高エネルギー加速器研究機構が代表機関となり、国内の大学の研究グループが米国の研究所における研究計画を提案
- 研究計画委員会、合同委員会で審査され認められたものに対して研究費・旅費が支給される
- 基礎科学のために日本が進めてきた国際共同研究事業としては、予算、人員規模、期間とも最大級
- 米国の加速器を利用する高エネルギー実験および関連開発において多くの成果をあげると同時に、国際的な視野を持った多くの若手研究者を育成してきた
- 現在では、米国の加速器施設で開発したものを日本の実験研究の場に導入する日米協力研究も多い

日米事業の枠組み

実施根拠



事業実施プロセス



- ① 公募要項作成
- ② 課題公募（日米双方のコミュニティに対して）10月～11月開始
- ③ プロジェクト形成&申請書作成
- ④ 課題申請 12月中旬締切
- ⑤ 研究計画委員会 2～3月頃
申請書及びヒヤリングにより審査評価コメント、予算配分案を作成
- ⑥ 国内計画案提出
- ⑦ 日米合同パネル 4月上旬
日米で評価コメントのすり合わせ、採択案を作成
- ⑧ 日米合同委員会 4月下旬～5月
課題採択及び予算配分額の決定
日米事業に関する事項を議論

2025年度研究課題公募の留意点

- 継続** ・ 3年を上限とする複数年度での課題選択
- 例外措置** ・ 2025年度は日本側の公募のみ（米国との共同公募は行わない）
- 新規** ・ 予算額と研究期間に応じた2つの応募種目
- 新規** ・ 応募種目に応じた異なる審査方式

課題分野

日米双方が共同研究に関心を持っている現在進行中の高エネルギー物理学実験、または、技術開発に関する提案が対象。新しい加速器や検出器の研究開発の提案も対象

1. 高エネルギー物理学実験
2. 加速器技術開発
3. 高エネルギー物理学実験のための検出器開発
(センサー、材料、メカ、エレキ、低温、ソフトウェア技術等)
4. 加速器、検出器、実験コンセプトに関する新しい萌芽的な開発に向けたワークショップ、会議、出張支援

申請資格

- 日本国内の国立大学法人、公立大学法人、私立大学、または、文部科学省所轄の法人に所属し、研究に従事する者。課題の日本側研究代表者が、日本側への申請者となる。
- 米国側に関しては、(2025年度は米国の応募がないので) 本事業の研究分野を対象とする米国内の研究機関・大学

支援対象経費

物件費（運交金から）

- ・ 研究に必要なとなる物品の購入費用。
- ・ 会議・ワークショップ等の参加時の登録料とレンタカー代。

外国旅費（JSPSから）

- ・ 日本から米国への出張旅費（出張期間は、2026年3月10日までとする）。
- ・ 米国以外へのお出張には使用できません。
- ・ 米国からの研究者の招聘には使用できません。

留意事項

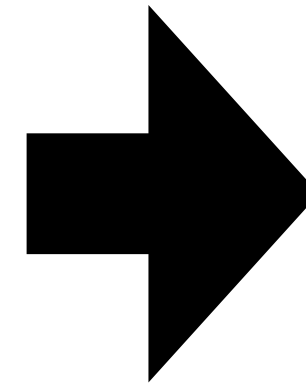
- ・ 人件費、謝金等には使えない
- ・ 調達は、原則としてKEKで行うものとする
 - 適切な手続き、調整を行えば共同研究者が所属する米国の大学・機関で調達することも可能 → 次ページ
- ・ 複数年度で採択された課題に関して、KEKの事前承認が得られれば、次年度に繰越すことが可能

2025年度以降の日本側予算の米国執行について

- ・ 2025年度より、資金前渡主任（KEK事務職員）の派遣廃止。
- ・ 研究代表者が米国執行に関する業務の多くの責任を持つことに。

2024年度まで

担当	業務アイテム
研究代表者	・ 米国機関との執行計画、送金額の調整
資金前渡主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関への予算額通知 ・ SPPA締結にかかる米国機関との連絡調整、および、締結業務 ・ 執行状況及び請求書の発行状況確認 ・ 執行内容の確認 ・ 納品検収 ・ 米国機関への支払い手続き ・ 資産管理



2025年度以降

担当	業務アイテム
研究代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国機関との執行計画、送金額の調整 ・ 各機関への予算額通知 ・ SPPA締結にかかる米国機関との連絡調整 ・ 執行状況及び請求書の発行状況確認 ・ 執行内容の確認 ・ 納品検収 ・ 資産管理
国際企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ KEK内でのSPPA締結業務 ・ 米国機関への支払い手続き

SPPA : Strategic Partnership Projects Agreement (受託研究契約書)

申請区分

日本側の申請だけを考えれば良い（2025年度はアメリカ側の公募はない）

Category A

- ・ 設備・備品費の予算要求が、申請期間中のいずれかの年度において、**5,000千円を超える場合**
- ・ 申請期間は**最長3年**
- ・ **書類およびヒヤリング審査**によって審査結果を決定

Category B

- ・ 設備・備品費の予算要求が、申請期間中のいずれの年度においても、**5,000千円以下の場合**
- ・ 申請期間は**最長2年**
- ・ **書類審査**によって審査結果を決定

審査基準

1. 研究課題の科学的技術的価値

- 研究計画の科学的革新性
- 価値のある結果が得られる見込み
- 研究成果が関連する科学分野において、研究の方向性、進展、思考に与える影響
- 同分野の他の取り組みと比較した際の科学的・技術的な価値および独創性
- 影響力のある成果が得られる見込み

2. 研究方法の適切性

- 革新的な概念、方法を採用しているか
- 論理的で実現可能であるか
- 概念的な枠組み、方法、分析の妥当性。また、それらが、十分に発展しており、科学的に有効な結果が得られるか
- 潜在的問題を認識し、代替法が検討されているか。

3. 申請者の資質及び資源の適切性

- 独自の設備や能力を活用しているか
- 過去の実績
- 代表研究機関における研究分担の割合
- 研究計画を遂行するための研究チームの資質
- 環境や設備の適切性

4. 予算要求額の合理性および適切性

- 予算額と人員の適切性
- 研究計画に対する予算額の合理性および適切性

5. 共同研究における日米間の責任のバランス

- 日米の責任はバランスが取れているか（両国の研究分担は同等であり、双方で重要な課題に取り組んでいるか）。
- 共同研究における双方の貢献は相乗効果を生んでいるか。どちらか、または両方の独自の能力が活用され、研究内容をより説得力のあるものになっているか。

共同研究における日米間のバランス

- 日本と米国の研究の強み活かした研究課題であること 😊
 - 日本はAが、米国はBが優れている。日米の協力によりA and Bが可能となり、新しい共同研究が生まれる。
 - X分野研究において、日本の実験ではBが、米国の実験ではAが足りない。日本がAを米国に、米国がBを日本に技術継承することでX分野研究が発展する。
- 日本または米国で進めている実験プロジェクトにただ参加するものではない 😞
 - 米国で行なっているA実験に日本から参加する
 - 日本で行なっているB実験の加速器の製造を手伝ってもらう

2025年度に米国側の公募がないことに対する対応

2025年度において継続課題

- 日米とも予定通り継続
 - 米国側も予算配分予定だが、その方法は未定

2025年度からの新規課題

- 最大3年間の複数年度の研究計画として日本側は審査

2026年度以降に米国の公募が復活した場合

- 2026年度以降は、日本側は継続、米国側は新規で申請
 - ▶ 米国側の研究期間は、日本の研究期間に合わせる
 - ▶ 米国側のPIは、米国DOE研究所の研究者にする必要がある
- 日本側のみで採択を決定した申請を取り消し、日米共に新規で申請
 - ▶ 米国側のPIは、米国DOE研究所の研究者である必要がある

2026年度以降も米国の公募がない場合

- 2025年度の日本側公募に準ずる形で公募予定

申請書の内容

申請書一式：http://www2.kek.jp/kokusai/us_japan/document/joint_call/2025/forms.zip

- ・ 表紙（KEK指定エクセル様式）
- ・ 概要（1ページ以内）
- ・ 研究計画書
 - **Category A：8ページ以内**
 - **Category B：5ページ以内**
- ・ **メンバーリスト、予算要求額の表もページ制限に含まれる**
- ・ 予算の正当性（KEK指定様式）
- ・ 予算計画（KEK指定様式）
- ・ 外部資金リスト（KEK指定様式）

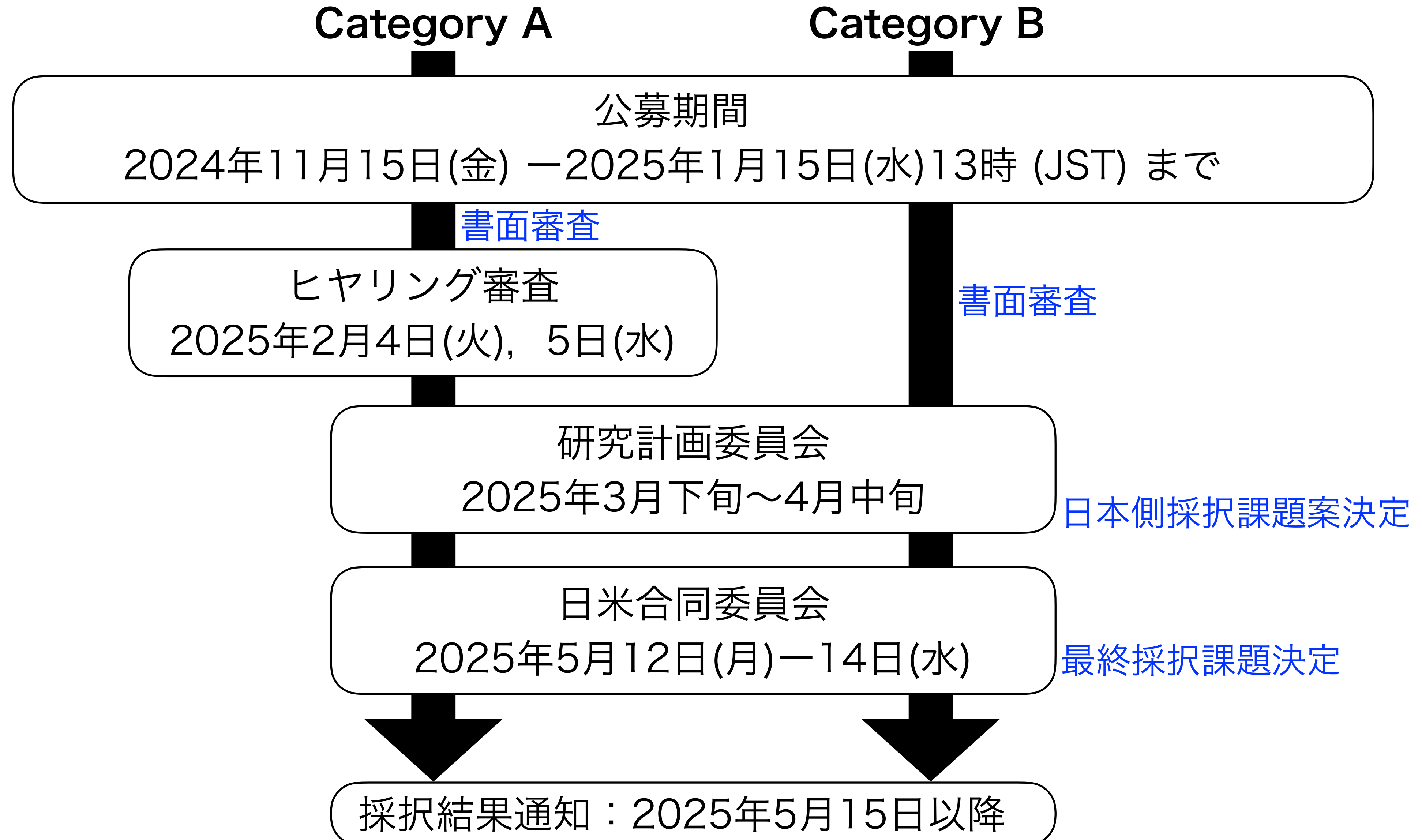
必要に応じて、補足資料の添付可能

特に指定がない限り、申請書は英語で記述すること

申請書の提出

- 申請書はKEKへのみ提出のこと（2025年度はアメリカ側の公募はない）
- 締切期限
2025年1月15日（水）13時（日本時間）
- 提出先
高エネルギー加速器研究機構 研究協力部国際企画課 国際企画第一係
E-mail : koryu1@mail.kek.jp
電子メールにて、2MB未満のファイルを送ること
(2MBを超える場合は事前にご連絡ください)

公募開始から採択までの流れ



問い合わせ先

- 申請内容に関して

高エネルギー加速器研究機構 研究計画委員会 幹事

戸本 誠

電話：029-864-5356

E-mail：makoto.tomoto@kek.jp

- 提出書類に関して

高エネルギー加速器研究機構 研究協力部国際企画課 国際企画第一係

電話：029-864-5132

E-mail：koryu1@mail.kek.jp